

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第32回）

- 日時：令和2年9月12日（土） 午後0時30分～
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、鳥取市保健所
- 議題：
 - (1) 感染症患者の確定について（23例目）
 - (2) 対応方針
 - (3) 医療提供体制
 - (4) コロナ警報

県内における新型コロナウイルス感染症患者の確定について(23例目・第3報)

23例目

1 概要

年 代 : 30代

性 別 : 男性

居住地 : 関東地方

職 業 :

2 現在の症状 :

3 経過

4 国外、県外への移動歴 :

5 現在の患者の状況 :

6 濃厚接触者等の調査状況 :

対応方針

1. 患者対応

9月11日 感染症指定医療機関に入院

2. 濃厚接触者等への対応

- ・ 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- ・ 濃厚接触者や検査を希望する方等に対し、PCR検査を実施
- ・ 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県に情報提供を行う。

医療提供体制

1. 入院体制について(9月11日時点)

確保病床(A) 即応病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
	即応病床(B)		
313床	161床	1人	0.3% 0.6%

2. 宿泊療養体制について

- ◆ 1施設(66室)を開設済み
※9月11日現在、利用者なし

鳥取県版新型コロナ警報

地域	発令区分	発令期間
西部地区	注意報	9月25日まで

※発令期間は状況に応じ延長

＜感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化＞

- 今後クラスターが発生した場合、当該箇所の活動制限等について検討
- 保健所機能の強化(積極的疫学調査、発熱・帰国者・接触者相談センター窓口)
- 医療提供体制に関する各種データの積極的公開
- 医療・福祉施設の感染防止対策の確認

＜保健所支援に向け総勢 40 名の応援態勢を構築＞

- 疫学調査への応援のほか、検体搬送、ドライブスルー検体採取、その他の応援を行うための態勢を構築
- 県庁から職員を派遣(検体搬送、相談窓口、ドライブスルー検体採取等)
- 上記の業務のほか、予備的要員として必要な人員を準備

県民の皆様 県内にいらっしゃった皆様へ

<県民の皆様へのお願い>

会食・三密に注意し、予防を徹底しましょう！

- 第23例目の方は、県外からお仕事で県内にお越しになられた方で、県内では限られた行動範囲となっています。県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとっていただくようお願いします。
- 患者、医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまをみんなで応援しましょう。
- 秋の4連休も控え、観光や外出の機会も増える時期になりました。身近なところで感染する可能性もありますので、引き続き感染予防に努めてください。
- 親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。引き続き「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人ととの感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いします。リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意しましょう。
①帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底してください。
②人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底していただきますようお願いします。
③倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にはマスクを着ける、人の会食はさけていただくようお願いします。
- 医療機関を受診したいと思ったときは事前に電話して指示に従うようにしましょう。
- 少しでも体調が悪ければ通勤・通学を含め外出は控え、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
[東部] TEL0857-22-5625 (鳥取市保健所) [中部] TEL0858-23-3135・0858-23-3136 (倉吉保健所)
[西部] TEL0859-31-0029 (米子保健所)

- お店を利用する際は、「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」、「新型コロナ対策認証事業所」(業界団体等からの推薦を受け、感染拡大予防対策に自ら取り組む事業所)を積極的に活用しましょう。
- 事業者の皆様は、**業種別ガイドラインの遵守を徹底**した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に行ってください。
- ご自身の予防と感染拡大防止のため、「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や接触確認アプリ「COCOA」などを活用しましょう。

<県内にいらっしゃった皆様へのお願い>

- 新型コロナウイルスは、高齢者や基礎疾患のある方では重症化するリスクが高いことも報告されています。高齢人口が3割近くに進み、医師や看護師、医療機関などの**医療資源も限られている鳥取県**では、**感染が拡大すればその影響は大きいものとなります。**
- **自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠**です。少しでも体調が悪ければ出歩かず、「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人ととの感染防止距離(概ね2m)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用や手洗いなど、**感染予防に万全の注意を払っていただきますよう強くお願いします。**
- ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」や本県が独自に実施している通知サービス「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」などを活用しましょう。

<県外にお出かけされる皆様へのお願い>

- ◆ 感染拡大地域にお出かけの県民の皆様は、県ホームページで毎日更新している「感染警戒地域」情報を参考にしていただき、感染予防を徹底し、警戒していただきますようお願いします。

【特別感染警戒地域】(10都府県)

群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、三重県、京都府、大阪府、福岡県、沖縄県

【重要感染警戒地域】(12県)

宮城県、茨城県、埼玉県、富山県、福井県、長野県、愛知県、兵庫県、奈良県、山口県、徳島県、熊本県

【感染警戒地域】(13道県)

北海道、福島県、栃木県、山梨県、岐阜県、静岡県、滋賀県、和歌山県、香川県、高知県、佐賀県、大分県、鹿児島県 (R2.9.11現在)

- ◆ 感染が拡大している地域に行かれる場合は、「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人ととの感染防止距離(概ね2m)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用や手洗いなど、感染予防に万全の注意を払っていただきますよう強くお願いします。

- ◆ ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」や訪問された地域の通知サービス等を活用しましょう。

新型コロナからみんなを守る鳥取県民宣言

私たちが闘う相手は、新型コロナという「ウイルス」であって、「人間」ではありません。

私たち鳥取県民には、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会を実現する責務があります。

ひとりも取り残されず、誰もが安心して医療を受けられる地域環境を整え、みんな人間として、命も健康も、そして平穏な暮らしも、鳥取県民の優しい心と堅い絆で守り抜きます。

- 患者・家族など新型コロナウイルスと闘う方々に対する 差別的 扱いや誹謗中傷は、絶対に許しません！
- 医療従事者をはじめ、新型コロナ治療や社会機能維持のため 頑張る方々に感謝し、応援します！
- 県外ナンバーなど県外から来られる方々を非難したり、傷つけ る行為をせず、お互いに尊重し合います！

令和2年8月8日

鳥取県、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、鳥取県市長会、鳥取県町村会

鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止 のためのクラスター対策等に関する条例

～新型コロナウイルス感染症を県民一丸となって克服するために～

県民、事業者、県及び市町村の役割



- 県や市町村は、県民及び事業者の取組みを支援するとともに、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 県民及び事業者には、感染予防対策の実施、クラスター発生時の感染拡大防止対策へのご協力をお願いします。また、感染防止に取り組む施設等を積極的に利用しましょう。

～クラスターが発生したら～

※本条例では、不特定又は多数の者が利用する施設等において5名以上の患者が発生した場合の感染者の集団を「クラスター」と定義しています。

- クラスターによる感染拡大を防止するため、事業者のかたは、直ちに施設・店舗等の使用を停止し、保健所の指導に従って消毒等を行ってください。
- 他者の故意による場合や事業者が予防対策を適切に講じていたにもかかわらずクラスターが発生した場合は、県から協力金を給付します。
- 県は必要に応じて施設名等を公表します。(利用者全員にお知らせできるときは公表は行いません。)
- もし事業者が自主的に適切な措置を講じないときは、県は施設等の使用停止の勧告を行います。

人権尊重

- 患者やその家族、医療従事者を応援し、一丸となってまん延防止を図りましょう。
- 感染者や施設等への誹謗中傷、差別的な言動、プライバシーの侵害は許されません。

新型コロナウイルスに関する差別的扱いや 誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言

鳥取県と鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部、鳥取地方法務局の4
者が連携して、新型コロナの陽性者等を支援し、差別的扱いや誹
謗中傷から守る取組を進めることを宣言

全国初の取組

新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から 陽性者等を守る共同行動宣言

鳥取県、鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部及び鳥取地方法務局は、お互
いに連携して、患者や家族など新型コロナウイルスと闘う方々への差別的扱
いや誹謗中傷を防ぐとともに、寄り添って支援する取組を進めます。

令和2年9月10日

○クララスター対策条例第10条(県民等一丸となった新型コロナウイ
ルス感染症への対応)の規定を具現化する取組